

一般社団法人桑名青年会議所
役員選任に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、通常総会において役員を選任を円滑にするため、一般社団法人桑名青年会議所定款第13条第3項及び運営規則第53条に基づき、その必要な事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

- 第2条 理事会は、理事及び監事選任のための総会（以下「総会」という）が開催される40日以上前に選挙管理委員会を招集しなければならない。
- 2 選挙管理委員会の委員は3名以上5名とし理事会が任命する。
 - 3 選挙管理委員会は委員の互選により、委員長を1名置く。選挙管理委員会は選挙に関するすべての事務を執り行い、選挙に関する公示はすべて選挙管理委員長の名前を持って行う。委員長は委員会を代表し、役員選挙の結果を総会に報告し、その報告書を理事長に提出しなければならない。
 - 4 選挙管理委員会の議事は委員の過半数によって決定する。
 - 5 選挙管理委員会は被選挙権者の資格を確認し、被選挙権者名簿を作成する。
 - 6 選挙管理委員会は、選挙に関わる事務を事務局に執り行わせることができる。

第3章 役員被選任資格

- 第3条 役員に選任されるためには以下の条件を満たす必要がある。
- (1) 理事長に選任される者は、2回の理事経験を有する者とする。
 - (2) 監事に選任される者は理事経験を有する者とする。
 - (3) 理事長、監事および理事に選任される者は、正会員として2年以上在籍し、直前の2年度の年間基本出席点数以上の者でなければならない。但し、次年度理事長候補者に推薦された理事（常任理事は除く）はその限りとしない。

第4章 理事長選出及び選定

(立候補の受付)

第4条 選挙管理委員会は総会40日以上前に理事長立候補の告示を行い、総会30日以

上前までに立候補を受け付けなければならない。

- 2 次年度理事長に立候補するものは、期間内に必要書類を添えて選挙管理委員長に届けでなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、審査の結果、候補者の資格が認められれば、理事会に報告しなければならない。

(理事長推薦)

第5条 理事長は、1名の理事長候補者を推薦できる。

(理事長候補者の選出)

第6条 理事長候補者が定数を超えない場合、総会は出席正会員の過半数の賛成で理事長候補者を選出する。

第7条 理事長候補者が定数を超えた場合については、1名の氏名を記入して投票し、その上位者を理事長候補者として選出する。ただし、有効投票の過半数を得た候補者がいない場合には上位2人で決選投票を行う。

(理事長の選定)

第8条 理事長候補者に選定された者は、翌年第1回理事会の決議により理事長に選定される。

第5章 副理事長並びに専務理事の選出及び選定

(副理事長及び専務理事の推薦)

第9条 次年度理事長候補者は、副理事長候補者及び専務理事候補者を総会に推薦しなければならない。

(副理事長候補者及び専務理事候補者の選定)

第10条 候補者は、総会において出席正会員の過半数の賛成をもってそれぞれの常任候補者に選出される。

(副理事長及び専務理事の選任)

第11条 副理事長候補者及び専務理事候補者に選定された者は、翌年第1回理事会の決議により副理事長及び専務理事に選定される。

第6章 監事及び理事の選任

(監事の選任)

第12条 監事を選挙する前に総会は、定款に定める範囲内にて監事の人数を決定する。

- 2 総会は、被選挙権名簿より前項において決定した人数を連記して投票し、その上位の者を監事に選任する。

(理事の選任)

第13条 常任理事以外の理事（以下理事という）を選挙する前に総会は13名以下の理事を理事長候補者に推薦させることができる。

2 理事長候補者は、前項により理事を総会時に推薦し、総会で選任する。

第14条 総会は3名以上の理事を投票によって選任する。その数は総会であらかじめ、全理事数（常任理事を含む）が6名以上27名以下になるように決定する。

（理事の立候補）

第15条 理事に立候補する者は、総会7日前迄に選挙管理委員長に所定の書面をもって届け出なければならない。

（理事の選任）

第16条 第15条による立候補者が定数を超えないときは、総会において出席正会員の過半数の賛成をもってそれぞれの理事に選任される。

第17条 第15条による候補者が定数を超えた理事については理事の定数の氏名を記入して投票し、その上位者をそれぞれの理事に選任する。

第7章 雑 則

第18条 各投票において次点者が同得票数のときは、同得票数の者の中より、再選挙を行い、その上位者をそれぞれの役員に選任する。

第19条 投票用紙は選挙管理委員会が定め特別に定めるもののほかは、投票者の名は記入しない。

第20条 被選挙権名簿は、全正会員が予め縦覧できるものとし、脱漏又は誤記がある場合は、選挙管理委員会に異議申し立てができる。選挙管理委員会は申し立てについて速やかにこれを調査し、異議を認めた場合は速やかに訂正しなければならない。

第21条 本細則に定めるもののほか、選挙の運営については、選挙管理委員会が定める。

第22条 選任された次年度理事及び監事は、翌年1月1日より正式に本会議所の理事及び監事となる。

第23条 本細則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。